

城里町特定教育・保育施設の利用調整に関する事務取扱内規

平成29年12月28日改正

平成30年4月入所審査より適用

特定教育・保育施設の利用調整に係る判定は、下記の基準点数（表1）と調整点数（表2）の合計により判定するものとする。なお、基準点数と調整点数の合計が同じ場合、利用希望順位、国の定める「優先利用（表2の2～11）」を踏まえて審査する。

表1 基準点数

保護者（父母）それぞれの保育を必要とする主たる理由について、点数を合算する。

類型		保護者の状況		指数
1	就労	月 160 時間以上の就労を常態（常勤等）		10
		月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態		9
		月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態		8
		月 96 時間以上 120 時間未満の就労を常態		7
		月 80 時間以上 96 時間未満の就労を常態		6
		月 64 時間以上 80 時間未満の就労を常態		5
		月 48 時間以上 64 時間未満の就労を常態		4
2	妊娠・出産	予定日を含む産前産後 2 か月（母のみ）		7
3	疾病・障害	1 か月以上の入院又は施設入所		10
		1 か月未満の入院又は施設入所		8
		寝たきり等で保育が非常に困難な状況		10
		1 か月以上の長期安静又は週 3 日以上の特通院加療で保育が困難な状況		8
		上記以外の一般療養で保育に当たれない状況		6
		身体障害者手帳 1 級，療育手帳④・A，精神障害者保健福祉手帳 1 級		10
		身体障害者手帳 2 級，療育手帳 B，精神障害者保健福祉手帳 2 級		9
身体障害者手帳 3 級，療育手帳 C，精神障害者保健福祉手帳 3 級		7		
上記以外の障害		5		
4	介護・看護	入院・通院等の付添	1 (就労)に準ずる	4～10
		在宅介護	要介護 4 程度以上，身体障害者手帳 1 級，療育手帳④・A，精神障害者保健福祉手帳 1 級	10
			要介護 2・3 程度，身体障害者手帳 2 級，療育手帳 B，精神障害者保健福祉手帳 2 級	9
			要介護 1 程度，身体障害者手帳 3 級，療育手帳 C，精神障害者保健福祉手帳 3 級	7
			介護・看護を常時必要としている（診断書等による）	8
			介護・看護を一部必要としている（診断書等による）	4
5	震災・風水害等で罹災した居住家屋の災害復旧			10
6	求職活動・起業準備			1
7	就学・職業訓練	1 に準ずる		4～10
8	虐待・DVのおそれがある			10
9	上記以外で特別な事情のあるもの			10

表2 調整点数

申請にかかる子ども、及び世帯の状況等について、点数を加減する。

	調整の対象となる状況（複数加減）		指数
1	父母共に不存在（死亡，離別，行方不明，拘禁等）		+20
2	ひとり親世帯（死亡，離別，行方不明，拘禁等）		+13
3	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）		+5
4	主として生計を維持する者の失業により，就労の必要性が高い場合		+5
5	虐待又はDVのおそれがある場合など，社会的養護が必要な場合		+5
6	子どもが障害を有する場合で，専門医が集団保育を推奨する等で，障害児保育を実施する保育施設を希望する場合		+3
7	産休や育休，疾病に伴い退所した保育施設の利用を再び希望する場合		+3
8	産休や育休を取得しており，復職する場合		+2
9	兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）について同一の保育施設の利用を希望する場合（既に利用中又は同時申請）		+2
10	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児		+1
11	保育士，幼稚園教諭，保育教諭の子ども 利用希望	町内の保育施設に勤務	+3
		町外の保育施設に勤務	+1
12	ひとり親世帯に準ずる場合（離婚調停中かつ別居（住民登録が別であること））※表1の父母一方の点数がない場合に適用		+8
13	他市町村の認可保育施設を利用している場合（転入予定者を含む）		+1
14	就労の場合で，給与の支払いのない手伝い等		-5
15	兄弟姉妹に保育施設の利用又は申込みのない就学前子どもがいる場合（表1の介護・看護を受ける子どもの場合を除く）		-4
16	65歳未満の祖父母が同居又は同敷地内に居住かつ不就労等で保育可能		-3
17	65歳未満の祖父母が町内に居住かつ不就労等で保育可能		-1
18	自営業又は農業において中心者（事業主等）でない場合，内職の場合		-2
19	町内の保育施設を利用中で転園を希望する場合（転居や就労先変更に伴う場合を除く）		-1
20	就労内定，就学等予定		-1